

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止を目指した活動について

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会
理事長 手塚 寛

4月7日、政府は「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止を目指して7都府県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県）を対象に「緊急事態宣言」を発出し、対象自治体は「緊急事態措置」を発表しました。その後、4月16日に7都府県と同程度に蔓延が進んでいる6道府県（北海道・茨城県・石川県・岐阜県・愛知県・京都府）を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」とし、且つ、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外でも発生し、感染拡大の傾向がみられるとして「緊急事態宣言」の対象を47都道府県に拡大して発出しました。これにより、「三つの密を避ける」、「接触機会の8割削減」に加えて、「大型連休中の不要不急の移動自粛による感染拡大防止」がより一層要請されることとなりました。

ゴルフ場は、各自治体が発表している「緊急事態措置」において、基本的には休業要請の対象施設となっていませんが、ただ、一部の自治体からは、4月23日に政府が出した「大型連休中は行楽目的の宿泊施設等に休業を要請できる」との通達により、「県外からの人の移動・県民の県内外の往来に関係する業態」として「県外からの来場をお断りすること」及び「県内客の受入れについても、適切な感染防止策を徹底する（クラブハウスの使用停止を含む）」との特措法に基づかない「営業自粛の協力要請」が発表されています。このような要請が出されたのは、山形県・長野県・群馬県・静岡県・山梨県等々であり、基本的には「県外からの来場を防止するよう営業自粛に協力を要請する」と言った内容です。以上のように、ゴルフ場は明確に休業要請の対象施設となっていませんが、一部の自治体では県外からの来訪者の体温測定（任意）や帰省者らに14日間の自宅待機などの要請に加えて、観光客を対象とする宿泊・観光施設等を対象に営業自粛の要請が発表されていることを重く受け止めた対応を考える必要があります。

ゴルフ界の現状は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を出来る限り早期に収束させ、その後にゴルフ場の経営回復を期すとの考えに基づいて「ゴルフ場の営業を自粛する」としたゴルフ場が約7%であります。

一方、緊急事態宣言下の先が見えない状況において、何日間も”Stay Home”を続けることは、多くの人にとって精神的・身体的なストレスとなり、耐えられないとの現象（一部屋外施設への人出等）も多く報道されています。よって、減少したとはいえ約800万人と推定されるゴルファーの方々から「自然の中でのプレー体験から得られる精神的・身体的な有益性を一定期間とは言え完全に奪ってしまっても良いのか」、「ゴルフ場の雇用を含む経営面や関連産業へのダメージ等を考慮」等の考え方に基づいて「感染リスクの最小化を図りながら営業継続」としたゴルフ場が約93%であります。

各ゴルフ場の判断は「所在地域」、「経営環境」、「経営形態」等により様々であると考えておりますが、当協会としては、ゴルフ並びにゴルフ場が果たす国民生活における精神的・身体的な役割維持、並びに、雇用維持や地域経済・関連産業等への影響を総合的に判断し、「様々な感染リスク軽減措置を施してゴルフ場営業を継続」との基本方針で活動を実施しております。

最優先すべきは、「ゴルファーと従業員の健康」であり、その上で、ゴルフ場が果たさねばならない社会への貢献（精神的、身体的、経済的）を如何にして果たすか、緊急事態宣言が1ヶ月延長されようとしている今こそ、この極めて困難な状況をゴルフ場事業者の皆様と力を合わせて乗り切りたいと考える次第でございます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に貢献しつつ、ゴルファーが求めるゴルフプレーによる精神的・身体的な健康維持とのニーズに対応する施策等を検討して頂く参考事項を纏めましたので、ご活用頂ければ幸甚に存じます。

- 「ゴルフ場としての新型コロナウイルス感染症対策」告知書（案）
- 「新型コロナウイルス感染症」対策として導入されている施策事例
- 朝日コーポレーショングループにおける
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に向けての基本的な考え方」
- 米国ゴルフ財団(National Golf Foundation)発表
「Protecting Golfers and Course Staff Amid Coronavirus Outbreak」抜粋